

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） 事業管理機関をお引き受けする条件（主たる研究等実施機関）

主たる研究等実施機関におかれましては、以下の項目について遵守いただけない場合、当財団では事業管理機関をお引き受けすることができません。

何卒、御理解を賜りますよう、よろしくお願い致します。

1 所在地要件を満たしていること

- ① **主たる研究等実施機関**（中小企業者等）の**本社**
又は**事業所が京都市域**に所在
- ② **主たる研究実施拠点**が、主たる研究等実施機関（中小企業者等）に**設置**され、かつ**京都市域を含む京都府南部**（南丹地域以南）に所在
※事務担当者や経費エビデンスの保管場所の所在も主たる研究実施拠点に準ずる。
※従たる研究等実施機関は、京都市内外の中小企業者等・大学・公設試等が含まれていても構いません。



（地図：京都府HPより）

2 賛助会員であること

Go-Tech事業に関する御支援については、令和5年度申請案件から、当財団の**賛助会員向け御支援**とさせていただきます。

当財団の賛助会員制度について、御理解をいただきました上、何卒御入会いただきますようよろしくお願いいたします。

① 提案申請時

具体的な支援開始時点までに入会申込み（**1口以上**）をお願いいたします。

② 採択後

採択後、補助事業実施期間中については、会費口数の変更（**5口以上**）をお願いしております。

◆ 賛助会員制度について

科学技術の振興や企業経営に関する支援を通じて、地域産業の発展と市民生活の向上に寄与するという財団の目的に御賛同いただいた皆様に御入会いただき、財団の活動及び財政を御支援いただいております。

◆ 事業年度

毎年、4月1日から翌年3月末日までとしております。

◆ 会費

年額1口12万円としており、年払いの前納をお願いしております。

ただし、年度途中での御入会の場合は、月額1万円として、入会月から当該年度3月までの月会費を一括してお願いしております。

【賛助会費額のイメージ】

- ・ 1年度目：提案申請時（1口以上） 12万円以上
採択後（追加4口以上） 36万円以上（7月～翌3月までの月割：9万円×4口）
- ・ 2年度目：5口以上 60万円以上
- ・ 3年度目：5口以上 60万円以上

◆ その他 事業管理経費について

事業管理機関の管理員費、研究開発推進委員会費用など、全体予算（補助金総額）から各年度300万円程度を上限に、事業管理機関経費として計上させていただきます。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） 事業管理機関をお引き受けする条件（主たる研究等実施機関）

3 事務処理体制が構築されていること

Go-Tech事業では、研究開発以外の報告業務や経理事務などの事務処理業務も大変重要です！

- ・本事業は国の予算（公費）を原資とした補助事業です。
- ・補助対象とする経費については、その経費の必要性及び支払金額の妥当性を第三者に明確に説明できるよう、各種書類の作成及び証拠書類の整備が求められます。
※経理関係書類の整備や取得財産の管理→補助事業独自の管理業務や経理事務が必要
- ・経理御担当者ほか事務を御担当いただく方の御負担が大きくなりますが、補助金の獲得に必須の業務です。
- ・研究実施部門だけでなく事務部門も一体となり取り組んでいただきますようお願いいたします。

◆ 具体的な報告・事務処理業務の内容や経費関係書類については、別紙1・2の一覧表を参照

【事務担当者の設置】

- ・研究等実施機関の研究開発担当者とは別に、事務担当者※を設置していること。
※事務担当者とは、経費管理や経費関連書類をはじめとする報告書類の取りまとめ等の事務処理を実際に行う者のことです。（基本的なPC（パソコン）スキルが必要）
※事務担当者の所在や経費証拠書類等の保管場所
→主たる研究実施拠点に準じます（京都市域を含む京都府南部（南丹地域以南））

4 各事務を着実に実行できること

【研究開発推進委員会の開催】（年2回程度）

事業課題の共有、進捗管理を目的として共同体メンバー（アドバイザーを含む）による研究開発推進委員会を年2回程度（中間・最終）実施します。当財団からの指示の下、参画メンバーとの日程調整、委員会でのご報告、意見助言への対応 及び 議事録の作成をお願いします。

【月次報告・中間評価・実績報告】

月次報告（経費支出状況等）、中間評価、実績報告に関する書類は提出期限を厳守するとともに、中間評価及び実績報告に関しては、共同体参画メンバーである各研究等実施機関が作成する報告内容の取りまとめをお願いします。

5 健全な財務体制にあること

補助金は事業年度毎の精算払であることから、主たる研究等実施機関をはじめとする研究等実施機関の全てが、事業年度中の経費の立替払が可能な財務体制にあることが必要となります。

6 事業終了後の調査等に協力いただけること

事業終了後の事業化状況報告（5年間）、事業化フォローアップ調査（8年間）及び国の会計検査が実施された場合には、当財団からの指示により、御協力をお願いします。